別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7039

日付	令和７年12月10日	支出額	7,733 円
項目	事務費	充当額	3,866 円
細目	事務費	按分率	50/100
摘要	携帯電話通信代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由 領収証が無い為

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7039　　(2/2)

料金内訳書

<凡例> U：税込料金、＊：免税料金等、#：日税率計算対象料金

KDDI株式会社

白土 幸仁 様

ご請求コード：4260878023 | 発行日：2025年12月 3日 | 1頁

●UQモバイル電話料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[redacted]	7,733		お客様コード [redacted]
<11月ご利用内訳>	7,733		ご利用月数は2025年12月で　3年　6ヶ月目です。
▼プラン利用料	3,280		
くりこしプランM+5G／増量		1,272	11月　1日～11月12日（日割）
トクトクプラン2／増量		2,508	日割
家族セット割		-500	カウント対象回線数　3台
▼通話料／くりこしM	120		
通話料		120	
▼安心サポートパック	126		
使い方サポート		354	11月13日～11月30日（日割）
安心サポートパック割引額		-228	11月13日～11月30日（日割）iOS
▼手数料・諸費用	3,500		
契約変更手数料		3,500	
▼ユニバーサルサービス料	3		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額（10%）	703		10%消費税の課税対象額　7，030円

月中プラン変更により店頭ご案内時の料金と異なっております。

●合計　7，733円

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7040

日付	令和７年12月10日	支出額	5,372 円
項目	事務費	充当額	4,834 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	移動Wi-Fi		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由
領収証が無い為

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7040　　(2/2)

YAMADA air mobile WiMAX

契約管理ＩＤ:[redacted]　ログアウト

ご利用明細照会

2025年11月　表示

〒344-0033
埼玉県春日部市備後西３－４－１３
白土　幸仁　様

〒370-0841
群馬県高崎市栄町１－１
株式会社ヤマダホールディングス
登録番号：T4070001011201

※他社提供サービス請求分の適格請求書は各サービス会社様にご請求ください

ご請求明細名（軽減税率の対象品目なし）	備考	パケット数	金額
ヤマダホールディングス提供サービス請求分			
ユニバーサル・電話リレーサービス料			4
ギガ放題プラス3年		433,121,753	4,380
SecureTrunk			500
税抜き合計			4,884
消費税（10%）			488
他社提供サービス請求分			
他社サービス合計＜税込＞			0
ご請求額合計			5,372

ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料の内訳は、YAMADA air mobileのサイトからご確認ください。
http://www.yairmobile.jp/wimax2/price.html

メニュー

Copyright（C）YAMADA HOLDINGS CO., LTD. All Rights Reserved.

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7049　　(1/2)

日付	令和７年12月11日	支出額	8,858 円
項目	事務費	充当額	7,086 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	電話代 11・12月分		
備考			

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7049　　(2/2)

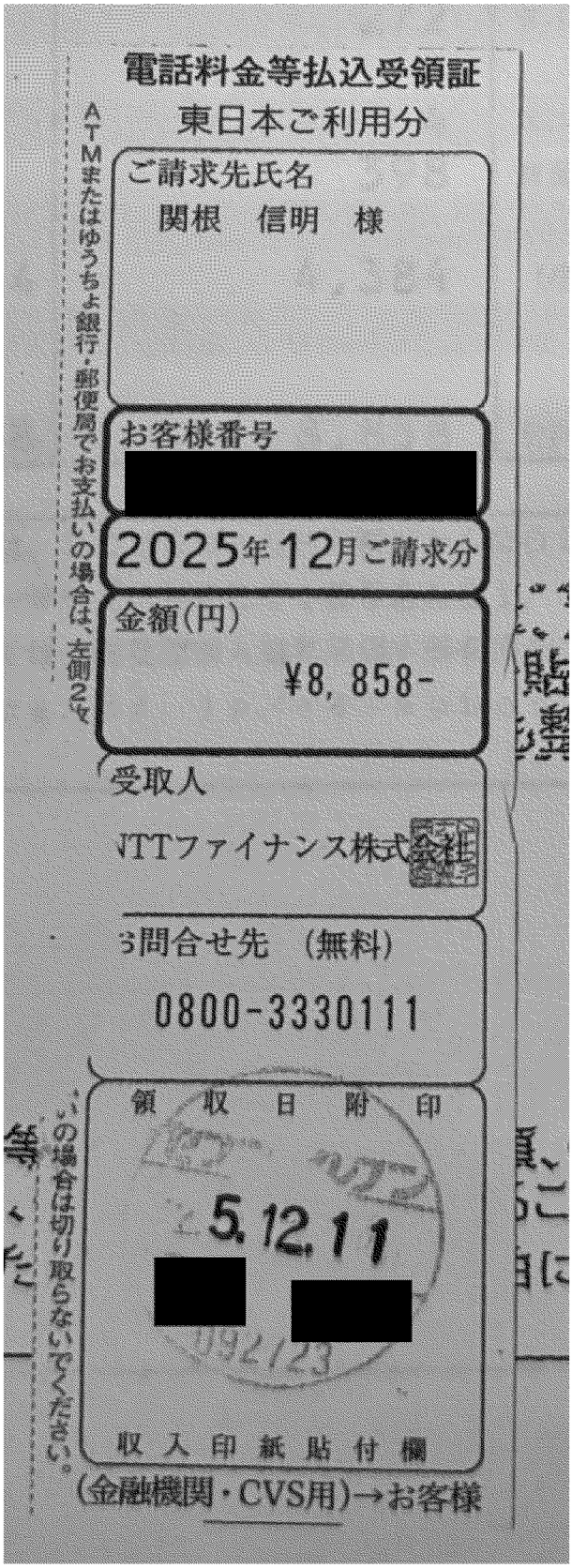

電話料金等払込受領証
東日本ご利用分

ご請求先氏名
関根　信明　様

お客様番号
[redacted]

2025年12月ご請求分

金額(円)
¥8,858-

受取人
NTTファイナンス株式会社

ご問合せ先　(無料)
0800-3330111

領収日附印
5.12.11
[redacted]

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2文字の場合は切り取らないでください。

整理番号 1/59 - 1

領収書貼付欄　※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	048-664-1313	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 12月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)		税区分 TAX
◆048-664-1313		11月分		
◇NTT東日本ご利用分				
4,474	2,500	回線使用料(基本料)(事務用)	9月21日~10月20日	合算
	1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	9月21日~10月20日	合算
	348	ダイヤル通話料	9月21日~10月20日。なお前月分は442円でした。	合算
	16	携帯電話等への通話料	9月21日~10月20日。なお前月分は0円でした。	合算
	4	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。	合算
	406	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT東日本分(小計) 4,474	4,474	(小計)		
		12月分		
◇NTT東日本ご利用分				
4,384	2,500	回線使用料(基本料)(事務用)	10月21日~11月20日	合算
	1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	10月21日~11月20日	合算
	10	IP電話への通話料	10月21日~11月20日。なお前月分は0円でした。	合算
	272	ダイヤル通話料	10月21日~11月20日。なお前月分は348円でした。	合算
	4	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。	合算
	398	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT東日本分(小計) 4,384	4,384	(小計)		
◇合計 8,858	8,858	合計	2か月分のご請求額です。	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

J30021121001 10843 10760 00 C

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7050　　(1/1)

日付	令和７年12月11日	支出額	1,357 円
項目	事務費	充当額	1,221 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所携帯代		
備考	柿沼貴志政務活動事務所		

支払証明書あり

理由

ダウンロード日：2026年1月17日

カード名： ＪＡ－ＳＳクレジット［ＣＢカード

カード番号：**** **** ****[redacted]

お客様番号	[redacted]
金融機関名	埼玉りそな銀行
支店名	[redacted]
科目・口座番号	普通預金 [redacted]＊＊＊
口座名義	カキヌ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

作成日： 2026/1/12

2026年1月度のご利用代金明細

お支払日	2026年1月27日(火)
(A)＋(B) お支払金額	[redacted] 円
ラブリィポイント	[redacted] 点

(A) 1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支払金額小計
(B) リボルビング払の今回お支払金額小計
※ご指定口座へは金融機関の営業日1月26日(月) 迄にご用意願います。
※当社と本明細郵送払のご契約があり、かつ、ご指定口座2件一の場合は、合算した金額にてご請求させて頂きます。

ご利用代金明細

・リボルビング払の明細は新規ご利用分のみ表示しております。
・リボルビング払の今回お支払い金額は「リボルビング払のお支払内訳」をご覧ください。

ご利用年月日	ご利用店名 現地通貨額	ご利用都市名など 円換算レート	ご利用者	支払開始年月	支払回数	今回何回目	ご利用金額(円)	手数料・利息・諸費用(円)	今回のお支払金額(円)	お支払後残高(円)	ポイント	費目
	<<今回のお支払明細>>											
[redacted]												
25/12/11	イオンキッチン		本人	26/1	1	1	1,357	0	1,357	0	*	[redacted]
[redacted]												

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7051

日付	令和７年12月11日	支出額	13,411 円
項目	事務費	充当額	12,069 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	携帯電話　2025年11月分（11月１日～11月30日利用分）		
備考	金子　裕太		

支払証明書あり

理由

Summary of your charges

ご利用料金内訳明細書

請求先名 ： 金子 裕太 様

発行日２０２５年 １２月 １１日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号：T9010401052465

請求先番号: [redacted]
Billing number

請求月 ： 2025年11月分(2025年11月1日～2025年11月30日ご利用分)
Month of Issue

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳	内訳金額（円）	税区分
[redacted]	＊ ＊ ご契約期間 １５年 ６ヶ月 ＊ ＊		
	基本料 基本プラン（音声）［１１月 １日～１１月３０日］	980	１０％
	通話料 基本プラン（音声）	10,180	１０％
	割引 家族割引（５８０円 × １００％）	-580	１０％
	月額料 定額オプション＋	1,800	１０％
	無料 定額オプション＋ 無料通話分	-9,600	１０％
	無料 定額オプション＋ 無料通話分（ＳＭＳ）	-15	１０％
	定額料 データプランペイトク無制限	7,770	１０％
	割引 おうち割 光セット	-1,000	１０％
	割引 新みんな家族割	-1,100	１０％
	通信料 データ通信（４Ｇ ＬＴＥ／５Ｇ）@０円 ３６２９５０５８１Ｐｋｔ	0	１０％
	（通信量合計 ３６２９５０５８１Ｐｋｔ ［４３．２７ＧＢ］）		
	通信料 メール（ＳＭＳ）	15	１０％
	通信料 メール（ＳＭＳ）（他社宛）	15	１０％
	月額料 ソフトバンクＷｉ－Ｆｉスポット	467	１０％
	無料 ソフトバンクＷｉ－Ｆｉスポット無料特典（４６７円 × １００％）	-467	１０％
	月額料 テザリングオプション	500	１０％
	無料 テザリングオプション無料特典	-500	１０％
	情報料 ソフトバンク・ワイモバイルまとめて支払い（デジタルコンテンツ等） ご利用分	220	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	3	１０％
	その他 電話リレーサービス料	1	１０％
	計	8,689	
	小計	12,565	
	課税対象額 計	8,469	
	課税対象１０％	8,469	
	消費税等 計	846	
	消費税等１０％	846	
	課税対象外 計	4,096	
	ご請求金額	13,411	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy ＳｏｆｔＢａｎｋの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7052

日付	令和７年12月11日	支出額	450 円
項目	事務費	充当額	405 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	iCloud代		
備考			

支払証明書あり

理由
領収書が無い為

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7052　　(2/2)

差出人: Apple no_reply@email.apple.com
件名: Apple からの領収書です
日付: 2025年11月11日 18:34
宛先: yukihito@vj8.so-net.ne.jp

請求書

2025年11月9日

注文番号： MT8YTJBQ2J
書類： 816047369013
Apple Account：[redacted]

iCloud ¥450
200 GBのiCloud+（月額） JCT（10%）を含む ¥41
更新日：2025年12月11日
幸仁白土のiPad

請求とお支払い

〒344-0033
埼玉県春日部市3-4-13
備後西
日本
幸仁白土様

小計	¥409
JCT（10%）課税	¥41
JCB ••••[redacted]	¥450

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7053

日付	令和７年12月11日	支出額	2,077 円
項目	事務費	充当額	1,038 円
細目	事務費	按分率	5/10
摘要	携帯電話料金11月分		
備考	2025年12月11日		

支払証明書あり

理由

保谷 武 様

発行日 ： 2026/04/16

ご契約開始日 ： 2020/08/12
ご契約住所：[redacted]

楽天[illegible]
東京都世田谷[illegible]

支払証明書

下記の楽天モバイルサービスのご利用料金についてお支払済みであることを証明致します。

ポイント利用額	**0円**
請求合計額（税込）	**2,077円**
不課税対象　合計	**665円**
消費税10%課税対象金額（税抜）	**1,284円**
課税対象に対する消費税(10%)	**128円**

お支払い方法　クレジットカード

請求番号　202511011659562　　**ご利用年月　2025/11**

ご利用電話番号 [redacted]

サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten最強プラン (1回線目)0~3GB *ギガ割引クーポン 4.06GB 分適用済み		980円	税別
国内通話/SMS	2025/11/01 - 2025/11/30	0円	税別
国際ローミング通話/SMS	2025/11/01 - 2025/11/30	665円	不課税
留守番電話	2025/11/01 - 2025/11/30	300円	税別
ユニバーサルサービス料		3円	税別
電話リレーサービス料		1円	税別
	合計	1,949円	

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7054　　(1/1)

日付	令和７年12月11日	支出額	7,878 円
項目	事務費	充当額	7,090 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所インターネット回線料として　2025年11月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由 ご利用料金内訳明細書を添付

ご利用料金内訳明細書

発行日 2026年7月6日
ソフトバンク株式会社

お客様番号(カスタマーID) [redacted]

ご契約者名：森伊久磨

ご利用月 2025年11月
ご契約住所
〒349-0123
埼玉県蓮田市本町３－１２

SoftBank
登録番号：T9010401052465

料金名目	料　金　内　訳	期間	金額(円)	税区分	詳細
オプションサービス料	光電話（N）番号追加月額利用料	2025/10/01-2025/10/31	100	10%	
	テレビ視聴サービス利用料	2025/10/01-2025/10/31	330	対象外	
基本使用料	SoftBank 光（ファミリー）月額基本料	2025/11/01-2025/11/30	4,700	10%	
	（SoftBank光）基本料割引	2025/11/01-2025/11/30	-1,000	10%	
オプションサービス料	光電話（N）番号表示月額利用料	2025/11/01-2025/11/30	400	10%	
	光電話（N）多機能転送月額利用料	2025/11/01-2025/11/30	500	10%	048720****
	光電話（N）複数回線通話月額利用料	2025/11/01-2025/11/30	200	10%	
	ホームゲートウェイ（N）月額利用料	2025/11/01-2025/11/30	450	10%	
	テレビ伝送サービス利用料	2025/11/01-2025/11/30	450	10%	
	オプションパック月額利用料（セット割）	2025/11/01-2025/11/30	500	10%	
	ホームゲートウェイ（N）月額利用料無料分	2025/11/01-2025/11/30	-450	10%	
工事費	SoftBank 光　開通工事費	2025/11/01-2025/11/30	1,100	対象外	
その他サービス料	電話ユニバーサルサービス料	2025/11/01-2025/11/30	3	10%	
	電話リレーサービス料	2025/11/01-2025/11/30	1	10%	
	電話ユニバーサルサービス料	2025/11/01-2025/11/30	6	10%	
	電話リレーサービス料	2025/11/01-2025/11/30	2	10%	
	課税対象(１０%) 計		5,862		
	消費税等(１０%) 計		586		
	課税対象外 計		1,430		
	ご請求金額		7,878		

お支払い方法が「携帯電話との合算請求」の場合は、本書面は、インボイス制度に基づく「適格請求書（インボイス）」ではありません。
インボイス制度について、詳しくは、以下の国税庁ホームページにてご確認ください
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm
他社サービスに関する適格請求書についてはサービス提供先にお問合せください。

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7055　　(1/1)

日付	令和７年12月11日	支出額	9,787 円
項目	事務費	充当額	5,872 円
細目	事務費	按分率	6/10
摘要	携帯電話代として　11月分		
備考	09084538508 計 ￥24,482－￥14,695（おうちでんき代）=￥9,787 × 0.6		

支払証明書あり

理由 クレジットカード決済のため

[redacted]

Summary of your charges

ご利用料金内訳明細書

請求先名 ： 森 伊久磨 様

発行日２０２５年 １２月 １１日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号：T9010401052465

請求先番号： ８４９０３８３９３０
Billing number

請求月 ： 2025年11月分(2025年11月1日～2025年11月30日ご利用分)
Month of Issue

電話番号（お客さま番号等）	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
[redacted]			
[redacted]	＊ ＊ ご契約期間 ４年 ３ヶ月 ＊ ＊		
	基本料 基本プラン（音声）［１１月 １日～１１月３０日］	980	１０％
	通話料 基本プラン（音声）	9,560	１０％
	割引 家族割引（６０円 × １００％）	-60	１０％
	月額料 定額オプション＋	1,800	１０％
	無料 定額オプション＋ 無料通話分	-9,120	１０％
	無料 定額オプション＋ 無料通話分（ＳＭＳ）	-3	１０％
	定額料 データプランペイトク無制限	7,770	１０％
	割引 おうち割 光セット	-1,000	１０％
	割引 組みんな家族割	-600	１０％
	通信料 Ｓ！メール（ＭＭＳ）@０円 １２１９Ｐｋｔ	0	１０％
	通信料 データ通信（４Ｇ／５Ｇ）@０円 １９８６７０５４１Ｐｋｔ	0	１０％
	（通信量合計 １９８６７１７６０Ｐｋｔ ［２３．６９ＧＢ］）		
	通信料 メール（ＳＭＳ）	3	１０％
	通信料 メール（ＳＭＳ）（他社宛）	3	１０％
	月額料 ソフトバンクＷｉ－Ｆｉスポット	467	１０％
	無料 ソフトバンクＷｉ－Ｆｉスポット無料特典（４６７円 × １００％）	-467	１０％
	月額料 デザリングオプション	500	１０％
	無料 デザリングオプション無料特典	-500	１０％
	月額料 スマートフォンセキュリティパック	500	１０％
	[redacted]		
	その他 ユニバーサルサービス料	3	１０％
	その他 電話リレーサービス料	1	１０％
	計	24,482	
[redacted]			

＊ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/

＊更新月等の各種ご契約内容についてはＭｙ ＳｏｆｔＢａｎｋの契約内容照会よりご確認ください。
＊他社値権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
＊経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges

ご利用料金内訳明細書

請求先名 ： 森 伊久磨 様

発行日２０２５年 １２月 １１日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号：T9010401052465

請求先番号： ８４９０３８３９３０
Billing number

請求月 ： 2025年11月分(2025年11月1日～2025年11月30日ご利用分)
Month of Issue

電話番号（お客さま番号等）	料 金 内 訳	内訳金額(円)	税区分
	課税対象１０％	25,454	
	消費税等 計	2,545	
	消費税等１０％	2,545	
	課税対象外 計	25,932	
	ご請求金額	53,931	

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7070　　(1/11)

日付	令和７年12月12日	支出額	39,570 円
項目	事務費	充当額	35,613 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務機器リース代		
備考	11月分		

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7070　　(2/11)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[redacted]	＊＊＊＊＊＊＊

取扱店	お取引日	時刻
48306	07-12-12	11:30

お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥39,460	¥110

お取引後の残高(円)	おつり
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	

お取引現金内訳

(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
万円	千円	千円	円

JC認証

電信

お受取人

お振込明細またはご案内

埼玉りそな銀行
さくらそう支店
普通 1491391
カ)アズマリース様

ご依頼人

ヒガシヤマトオルセイムカツドウシムシヨ様

電話番号 [redacted]
取扱番号 120019

印紙税申
付につ
＊＊＊＊
税務署

＊印紙税を納付しない場合は＊印で消しております。→

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7070

入南淳

建設機械等レンタル基本契約書

株式会社　東リース

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7070

目　次

令和４年４月１日改定

第１条（総則）
第２条（個別契約）
第３条（レンタル期間）
第４条（契約期間）
第５条（レンタル料等）
第６条（基本管理料）
第７条（セーフティーサービス料）
第８条（支払期日）
第９条（保証金）
第１０条（物件の引渡し、免責）
第１１条（物件の検収）
第１２条（損害賠償の制限）
第１３条（物件の保守・管理、月次点検）
第１４条（物件の検査）
第１５条（禁止事項）
第１６条（環境汚染物質下での使用禁止）
第１７条（通知義務）
第１８条（個別契約満了時の撤去、物件の返還）
第１９条（物件についての損害補償）
第２０条（反社会的勢力等への対応）
第２１条（不返還となった場合の損害賠償・措置）
第２２条（個人情報の利用目的）
第２３条（個人情報の登録、利用の同意）
第２４条（契約解除）
第２５条（契約解除の措置）
第２６条（中途解約）
第２７条（解約損害金）
第２８条（秘密の保持）
第２９条（連帯保証人）
第３０条（情報提供義務）
第３１条（公正証書）
第３２条（専属的合意管轄）
第３３条（駐車違反の場合の処置等）
第３４条（マシーンコントロール/マシーンガイダンス（MC/MG機能の提供の停止等））
第３５条（補則）

第１条（総則）

１　建設機械、（以下「建設機械等」という。）レンタル基本契約（以下「本契約」という。）は、貸借人を甲、貸賃人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。

２　乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス（以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。

第２条（個別契約）

１　各物件のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。

２　個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明瞭にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。

３　個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。

４　個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。

第３条（レンタル期間）

１　各物件のレンタル期間は、貸出日（レンタル開始日）から返還日（レンタル終了日）までとする。

２　乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。

第４条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結日より１年間とし、期間満了２か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第５条（レンタル料等）

１　甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等（以下「レンタル料等」という。）を支払う。

２　レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。

３　レンタル料等は、物件の１日８時間以内の稼働を前提とするものであり、１日８時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

第６条（基本管理料）
甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第７条（セーフティーサービス料）
1　甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。
2　甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、盗難等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第８条（支払期日）
1　甲は、毎月 末 日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・翌月・翌々月】 末 日（金融期間が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
2　甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩４銭の遅延損害金を支払う。

第９条（保証金）
1　本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。
2　甲に第２４条１項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもってレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。
3　本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付さない。

第１０条（物件の引渡し、免責）
1　乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場所において、物件を引き渡すことを請求することができる。

2　物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。
3　乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件借受書を交付する。
4　物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。
5　地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡しが不能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第１１条（物件の検収）
1　甲は、物件受領後直ちに、物件の規格、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。
2　物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。
3　甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。
4　甲が第２項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第１２条（損害賠償の制限）
乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第１３条（物件の保守・管理、月次点検）
1　甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては善良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。
2　甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。
3　物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
4　甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
5　物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第１４条（物件の検査）
1　乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。
2　甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第１５条（禁止事項）
1　甲は、次の各号に定める行為をしてはならない。
(1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること
(2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行わせること
2　甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行為をしてはならない。
(1)　物件に新たに装置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと
(2)　物件を改造し、または性能、機能を変更すること
(3)　物件を本来の用途以外に使用すること
(4)　物件を当初に納入した場所から他へ移動させること
(5)　個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること
(6)　物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第１６条（環境汚染物質下での使用禁止）
1　甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
2　物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直ちに行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
3　汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第１７条（通知義務）
次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。
(1)　レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき
(2)　住所を移転したとき
(3)　代表者を変更したとき

(4)　事業の内容に重要な変更があったとき
(5)　レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

第１８条（個別契約満了時の措置、物件の返還）
1　個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
2　物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
3　物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
4　甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第１９条（物件についての損害補償）
1　地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。
2　物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
3　物件の滅失、盗難等により乙への返却が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。
4　事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。
5　物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第２０条（反社会的勢力等への対応）
1　甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
(1)　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。　）
(2)　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(3)　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
(6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
(1) 暴力的な請求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為
3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。
(1) 第１項各号のいずれかに該当したとき
(2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならず、乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第２１条（不返還となった場合の損害賠償・措置）
1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。
2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第２２条（個人情報の利用目的）
1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
(1) 個別契約及び連帯保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため
(2) 物件が不返還になった場合に前条第２項の措置を行うため
2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。
3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。
(1) 共同利用する項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日
(2) 共同利用する範囲
東グループ各社
(3) 利用目的
① 業務上のご連絡をする場合
② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
③ お客様からのお問い合せまたはご依頼等への対応をする場合
(4) 共同利用の管理責任者
株式会社東ホールディングス

第２３条（個人情報の登録、利用の同意）
1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に７年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
(1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
(2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき
(3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき
(4) 物件の不返還があったとき
(5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき
2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の際の審査のために利用される。

第２４条（契約の解除）
1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。
(1) 本契約または個別契約に違反したとき
(2) レンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき

(3) 自ら振出しまたは引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払い不能または支払停止状態に陥ったとき
(4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
(5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定める物件の使用方法に違反したとき
(6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
(7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
(8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為等）があったとき
2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還するとともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。
3 甲に第１項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第２５条（契約解除の措置）
1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
2 甲が物件を直ちに返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合、甲はその損害を負担する。
3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
5 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行する。
7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、損害を賠償する義務を負わない。

第２６条（中途解約）
1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。
2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第２７条（解約損害金）
前二条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙協議のうえ損害金を定める。

第２８条（秘密の保持）
甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

第２９条（連帯保証人）
1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求することができる。
2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は３０００万円とする。

第３０条（情報提供義務）
丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の提供を受けたことを確約する。
(1) 甲の財産及び収支の状況
(2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
(3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第３１条（公正証書）
乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関する公正証書の作成を請求することができる。

第３２条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または訴額のいかんにかかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第３３条（駐車違反の場合の処置等）

1　レンタル期間中に物件に関し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。

2　警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。

3　前項の場合、乙が当該駐車違反に係る放置違反金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル箇別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。

4　甲が第１項の駐車違反に係る反則金を所定期間内に納付せず、又はレッカー代等を指定期日までに支払わないときは、乙は当該個別レンタル契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。

5　違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第３４条　マシーンコントロール/マシーンガイダンス（ＭＣ/ＭＧ機能の提供の停止等）

1　乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、ＭＣ/ＭＧ機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。

(1)　乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害

(2)　甲の設備の故障・不具合等

(3)　甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス

(4)　電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）

(5)　天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

(6)　ＭＣ/ＭＧ機能の提供に必要な第三者のソフトウエア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合

(7)　甲による第１５条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守

(8)　その他、乙がＭＣ/ＭＧ機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

2　乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。

3　乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。

4　乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。

5　前３項のほか、物件のＭＣ/ＭＧ機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。

6　第１項に定める事由により甲がＭＣ/ＭＧ機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第３５条（補則）

本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7070

2024年 4月 7日

貸付人（乙）　住所　埼玉県入間市新久１３７－１

株式会社 東リース

代表取締役 黒米 [redacted]

[redacted]

借受人（甲）　住所 [redacted]

氏名 東山 徹

連帯保証人（丙）　住所

氏名

連帯保証人（丁）　住所

氏名

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7070

株式会社 東リース

[redacted]

合計請求書 （表紙）

請求No.	枝番No.
17604589	001

1頁

請求締切日　2025年11月30日
発　行　日　2025年12月 2日
お支払日　2025年12月31日

東山徹　政務活動事務所　御中

株式会社 東リ一
入間営業所
〒358-0014 埼玉県入間市宮寺27[redacted]
TEL　04-2934-6308　FAX　04-2934-1409
営業担当：[redacted]

前回ご請求額	当月ご入金額	繰越額	当月御買上額	消費税等	今回ご請求額	合計ご請求額
37,191	37,191	0	35,873	3,587	39,460	39,460

毎度御引立てに預り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくご検収下さい。

コード	現場名		金額
		11/11	37,191
入金	振込		35,873
	1事務所		
< 消費税 >			3,587
課税対象額	35,873 X 10%		
合計			39,460

埼玉りそな銀行　さくらそう支店　普通預金　1491391
(カ)アズマリース

0001-20874-000

登録番号 T4-0300-0102-6748

請求No.	補助No.
17604589	001

[redacted]

請求明細書

請求締切日　2025年11月30日
発　行　日　2025年12月 2日
お支払日　2025年12月31日

株式会社 東リーフ
入間営業所
〒358-0014 埼玉県入間市宮寺27
TEL：04-2934-6308　FAX：04-2934-1409
営業担当 [redacted]

東山徹　政務活動事務所　御中

前回ご請求額	当月ご入金額	繰越額	当月御買上額	消費税額	今回ご請求額	合計ご請求額
37,191	37,191	0	35,873	3,587	39,460	39,460

毎度御引立てに預り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますので、よろしくご検収下さい。

区分	品名	出庫日	入荷日	使用期間 自	使用期間 至	休止	日数	数量	単位	単価	金額	摘要
	川事務所											
貸出	ｶﾗｰｺﾋﾟｰ複合機	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	1	台	月極 7,500	7,500	
貸出	留守番電話機　子機1台付	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	1	台	月極 2,000	2,000	
貸出	ｼｭﾚｯﾀﾞｰA3	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	1	台	月極 9,500	9,500	
貸出	片袖机W1200鍵付	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	2	台	月極 550	1,100	
貸出	打合せテーブル1200×750	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	4	台	月極 600	2,400	
貸出	肘付回転椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	2	台	月極 350	700	
貸出	折畳椅子	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	10	台	月極 120	1,200	
貸出	書庫　W900	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	1	台	月極 300	300	ｽﾁｰﾙ製
貸出	カウンター書庫　W900	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	1	台	月極 700	700	
貸出	パーテーション900*1900	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	4	台	月極 1,200	4,800	
貸出	冷蔵庫86～100ﾘｯﾄﾙ	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	1	台	月極 1,500	1,500	
貸出	消火器10号	01727605 24/ 4/ 1	継続＊	11/ 1	11/30		30	1	台	月極 450	450	
										合　計		

注）◇は軽減税率(8%)適用商品　0001-20874-000
登録番号　T4-0300-0102-6748

請求No.	経理No.
17604589 001	

東山徹　政務活動事務所　御中

請求明細書

請求締切日　2025年11月30日
発　行　日　2025年12月 2日

株式会社 東リ
入間営業所

区分	品名	出庫日	入庫日	使用期間 自	使用期間 至	休止	日数	数量	単位	単価	金額	摘要
販売	ｺﾋﾟｰｶｳﾝﾄ料　ﾓﾉｸﾛ	02019065 25/11/17						507	回	5	2,535	
販売	ｺﾋﾟｰｶｳﾝﾄ料　ﾌﾙｶﾗｰ	02019065 25/11/17						54	回	22	1,188	
	＜ 消 費 税 ＞										3,587	
	課税対象額　35,873 X　10%											

合計	39,460

注）◇は軽減税率(8%)適用商品　0001-20874-000
登録番号　T4-0300-0102-6748

[redacted]

建設機械等レンタル基本契約書

株式会社　東リース

目　次

令和４年４月１日改定

第１条（総則）
第２条（個別契約）
第３条（レンタル期間）
第４条（契約期間）
第５条（レンタル料等）
第６条（基本管理料）
第７条（サーフティーサービス料）
第８条（支払期日）
第９条（保証金）
第１０条（物件の引渡し、免責）
第１１条（物件の検収）
第１２条（損害賠償の制限）
第１３条（物件の保守・管理、月次点検）
第１４条（物件の検査）
第１５条（禁止事項）
第１６条（環境汚染物質下での使用禁止）
第１７条（通知義務）
第１８条（個別契約満了時の措置、物件の返還）
第１９条（物件についての損害補償）
第２０条（反社会的勢力等への対応）
第２１条（不返還となった場合の損害賠償・措置）
第２２条（個人情報の利用目的）
第２３条（個人情報の登録、利用の同意）
第２４条（契約解除）
第２５条（契約解除の措置）
第２６条（中途解約）
第２７条（解約損害金）
第２８条（秘密の保持）
第２９条（連帯保証人）
第３０条（情報提供義務）
第３１条（公正証書）
第３２条（専属的合意管轄）
第３３条（駐車違反の場合の処置等）
第３４条（マシーンコントロール/マシーンガイダンス（MC/MG機能の提供の停止等））
第３５条（補則）

第１条（総則）

1　建設機械、（以下「建設機械等」という。）レンタル基本契約（以下「本契約」という。）は、賃借人を甲、賃貸人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。

2　乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス（以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。

第２条（個別契約）

1　各物件のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。

2　個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明確にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。

3　個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。

4　個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。

第３条（レンタル期間）

1　各物件のレンタル期間は、貸出日（レンタル開始日）から返還日（レンタル終了日）までとする。

2　乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。

第４条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結日より１年間とし、期間満了２か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第５条（レンタル料等）

1　甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等（以下「レンタル料等」という。）を支払う。

2　レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。

3　レンタル料等は、物件の１日８時間以内の稼働を前提とするものであり、１日８時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

第６条（基本管理料）

甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第７条（セーフティーサービス料）

1　甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。

2　甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、盗難等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第８条（支払期日）

1　甲は、毎月 末 日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・翌月・翌々月】 末 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込み方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

2　甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩４銭の遅延損害金を支払う。

第９条（保証金）

1　本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。

2　甲に第２４条１項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもってレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。

3　本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付さない。

第１０条（物件の引渡し、免責）

1　乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場所において、物件を引き渡すことを請求することができる。

2　物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。

3　乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件借受書を交付する。

4　物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。

5　地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡しが不能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第１１条（物件の検収）

1　甲は、物件受領後直ちに、物件の規格、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。

2　物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。

3　甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。

4　甲が第２項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第１２条（損害賠償の制限）

乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第１３条（物件の保守・管理、月次点検）

1　甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては善良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。

2　甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。

3　物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。

4　甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

5　物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第１４条（物件の検査）

1　乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。

2　甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第１５条（禁止事項）

1　甲は、次の各号に定める行為をしてはならない。

(1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること

(2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行わせること

2　甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行為をしてはならない。

(1)　物件に新たに装置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと

(2)　物件を改造し、または性能、機能を変更すること

(3)　物件を本来の用途以外に使用すること

(4)　物件を当初に納入した場所から他へ移動させること

(5)　個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること

(6)　物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第１６条（環境汚染物質下での使用禁止）

1　甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2　物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直ちに行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

3　汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第１７条（通知義務）

次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。

(1)　レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき

(2)　住所を移転したとき

(3)　代表者を変更したとき

(4)　事業の内容に重要な変更があったとき

(5)　レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

第１８条（個別契約満了時の措置、物件の返還）

1　個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。

2　物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。

3　物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。

4　甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第１９条（物件についての損害補償）

1　地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。

2　物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

3　物件の滅失、盗難等により乙への返却が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。

4　事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。

5　物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第２０条（反社会的勢力等への対応）

1　甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1)　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。　）

(2)　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3)　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な請求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な請求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。

(1) 第1項各号のいずれかに該当したとき

(2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならず、乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第２１条（不返還となった場合の損害賠償・措置）

1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。

2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第２２条（個人情報の利用目的）

1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

(1) 個別契約及び連帯保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため

(2) 物件が不返還になった場合に前条第２項の措置を行うため

2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。

3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。

(1) 共同利用する項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日

(2) 共同利用する範囲
東グループ各社

(3) 利用目的

① 業務上のご連絡をする場合

② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合

③ お客様からのお問い合せまたはご依頼等への対応をする場合

(4) 共同利用の管理責任者
株式会社東ホールディングス

第２３条（個人情報の登録、利用の同意）

1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に７年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。

(1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき

(2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき

(3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき

(4) 物件の不返還があったとき

(5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき

2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の際の審査のために利用される。

第２４条（契約の解除）

1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。

(1) 本契約または個別契約に違反したとき

(2) レンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき

(3) 自ら振出しまたは引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払い不能または支払停止状態に至ったとき
(4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
(5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定める物件の使用方法に違反したとき
(6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
(7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
(8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為等）があったとき

2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還するとともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。

3 甲に第１項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第２５条（契約解除の措置）

1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。

2 甲が物件を直ちに返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合、甲はその損害を負担する。

3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。

4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。

5 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行する。

7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、損害を賠償する義務を負わない。

第２６条（中途解約）

1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。

2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第２７条（解約損害金）

前二条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙協議のうえ損害金を定める。

第２８条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

第２９条（連帯保証人）

1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求することができる。

2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は３０００万円とする。

第３０条（情報提供義務）

丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の提供を受けたことを確約する。

(1) 甲の財産及び収支の状況
(2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
(3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第３１条（公正証書）

乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関する公正証書の作成を請求することができる。

第３２条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または訴額のいかんにかかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第３３条（駐車違反の場合の処置等）

1　レンタル期間中に物件に関し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。

2　警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。

3　前項の場合、乙が当該駐車違反に係る放置違反金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。

4　甲が第１項の駐車違反に係る反則金を所定期間内に納付せず、又はレッカー代等を指定期日までに支払わないときは、乙は当該個別レンタル契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。

5　違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第３４条　マシーンコントロール/マシーンガイダンス（ＭＣ/ＭＧ機能の提供の停止等）

1　乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、ＭＣ/ＭＧ機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。

(1)　乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害

(2)　甲の設備の故障・不具合等

(3)　甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス

(4)　電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）

(5)　天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

(6)　ＭＣ/ＭＧ機能の提供に必要な第三者のソフトウエア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合

(7)　甲による第１５条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守

(8)　その他、乙がＭＣ/ＭＧ機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

2　乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。

3　乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。

4　乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。

5　前３項のほか、物件のＭＣ/ＭＧ機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。

6　第１項に定める事由により甲がＭＣ/ＭＧ機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第３５条（補則）

本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

2024年 4月 1日

貸貸人（乙）　住所　埼玉県入間市新久１３７－１

株式会社 東リース

代表取締役 黒米

賃借人（甲）　住所 [redacted]

氏名 東山 徹

連帯保証人（丙）　住所

氏名

連帯保証人（丁）　住所

氏名

株式会社 東リース

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7071　　(1/2)

日付	令和７年12月12日	支出額	3,300 円
項目	事務費	充当額	2,310 円
細目	事務費	按分率	7/10
摘要	光熱水費（事務所石油ストーブ使用灯油代）		
備考	⑤　杉田茂実事務所		

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7071　　(2/2)

EneJet

領収書

日米石油（株）
熊谷SS 登録番号T5010001047662
埼玉県熊谷市銀座3-54
TEL:048-521-2487
登録番号：T5010001047662
2025/12/12(金)18:29
現金フリー　様
4-370105-10018　403775 0000
売上　現金　手
灯 油
811000
30.00L　@110.0 L- 7 N-19　¥3300

小計　¥3,300
(10%対象　¥3,300
内消費税　¥300)
合計　¥3,300
お預かり ¥10000　お釣 ¥6700
上記にて領収書とさせて頂きます
お車のコーティング
１０月中の御予約で２０％ＯＦＦ
ネット通販タイヤ取付店
No.8234　担当:0999 熊谷ＳＳ
POS番号01
2025/12/12　釣銭伝票No.1066

おつり引換券
2025/12/12(金)18:29
釣銭金額　¥6,700
お釣の引換えは本日限りです。
2025/12/12　釣銭番号 1066
2 8 0 1 0 6 6 0 6 7 0 0 0

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7072　　(1/2)

日付	令和７年12月12日	支出額	7,106 円
項目	事務費	充当額	5,684 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	12月分灯油代金（事務所用）		
備考			

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7072

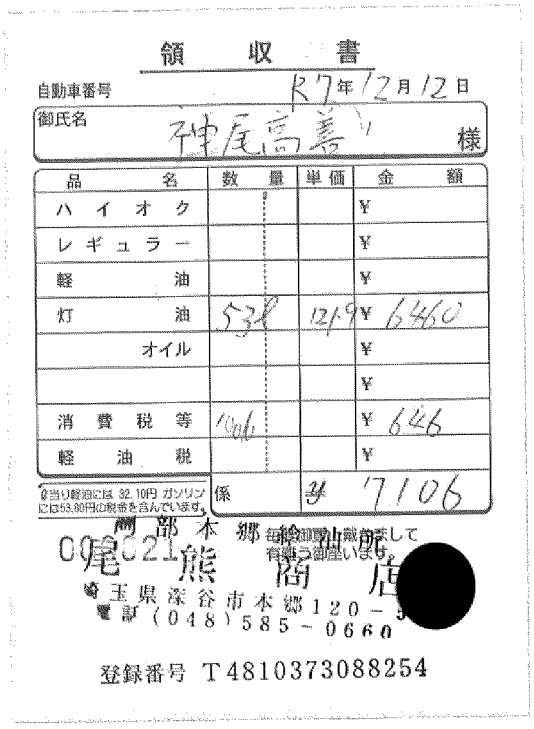

領　収　書

自動車番号

R7年12月12日

御氏名　神尾高善　様

品名	数量	単価	金額
ハイオク			¥
レギュラー			¥
軽油			¥
灯油	53ℓ	121.9	¥ 6460
オイル			¥
			¥
消費税等	646		¥ 646
軽油税			¥
1ℓ当り軽油には 32.10円 ガソリンには53.80円の税金を含んでいます。	係		¥ 7106

埼玉県深谷市本郷 熊谷石油

00021 尾熊商店

埼玉県深谷市本郷120－[redacted]

電話（048）585－0660

登録番号 T4810373088254

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7073　　(1/2)

日付	令和７年12月12日	支出額	550 円
項目	事務費	充当額	275 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	来客用給水器（メンテナンス代		
備考			

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7073　　(2/2)

小島信昭

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

07-12-12 .振替　　*550 NS デンキンスイ

[redacted]

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7074

日付	令和７年12月12日	支出額	32,640 円
項目	事務費	充当額	22,848 円
細目	事務費	按分率	7/10
摘要	事務所灯油代・ガス代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分（該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 6：人件費　7：事務所費　(8)：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	7年12月16日他	支出額	¥ 22,848 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	灯油代(事務所) 32,640 × 0.7 = 22,848 ―		

領収書等貼付欄

地区

梅沢事務所 様

領収書
請求書

現 掛 No.

令和 7 年 12 月 12 日

(有)田沼商店
埼玉県久喜市栗橋東3－1－3
TEL 0480(52)0311・FAX 0480(52)0804
T9030002039370

毎度ありがとうございます。

摘要	数量	単価	金額
白灯油	540	126	68040
			― 4
消費税			
右金額正に領収致しました。 領収 月 日 但シ（ 金）			6800

受領印　取扱者印

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 | | | | | - |

領収書貼

埼玉県議会自由

地区

梅沢事務所 様

領収書
請求書

平成 7 年 12 月 29 日 （当店のLPガスは賠償責任保険附です）

摘要	数量	単価	金額	現金
引渡量 今回指針	10 kg m³		4200	掛売
引取量 前回指針	kg m³			
消費量	kg m³			領収 月 日
消費税				
前回繰越金				
合計				

左記金額正に領収致しました

消費設備調査事項				改善通知事項
容器	1	置外整置	良 否	調整の結果 ＿＿＿ が
	2	火気との距離	良 否	取替 取付 修理 必要です
	3	腐しょく防止	良 否	不良ですから
	4	湿度上昇防止	良 否	速やかに処置を講じないと次のことが予想されます。
	5	転倒落・破壊防止	良 否	●ガス漏れ
調整器	6		無 有	●不完全燃焼
	7	燃焼、容量、その他異常	良 否	（ ） 応急処置 済 未
	8		無 有	
	9	ホースバンド	良 否	

引渡容器	GG 23892
引取容器	

次回計量は 月 日頃です
集金日は 月 日頃です

受領印 調査印

ガス配管、ガス器具、灯油
上下水道工事一式
埼玉県栗橋町2888
TEL 0480(52)0311・FAX 0480(52)0804
(有) 田沼商店
田沼正之

地区

梅沢信一事務所 様

領収書
請求書

領収 No.

ガス配管、ガス器具、灯油、上下水道工事一式
(有) 田沼商店
埼玉県久喜市栗橋東3－1－3
TEL 0480(52)0311・FAX 0480(52)0804
T9030002039414

令和 8 年 1 月 11 日

摘要	数量	単価	金額
白灯油	60l	128	7680
消費税			

毎度ありがとうございます。

石金額正に領収致しました。
領収 月 日 但シ（ 金）

受領印 取者扱印

有限会社田沼商店 領 08.1.17 久喜 52-0311

整理番号					-	

領収書貼付欄　※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

地区

梅沢住一事務所 様

領収書 / 請求書

現 / 掛　No.

令和 8年 2月 2日

ガス配管、ガス器具、灯油、上下水道工事一式
(有) 田沼商店
埼玉県久喜市栗橋東3－1－3
TEL 0480(52)0311・FAX 0480(52)0804
T9030002639414

毎度ありがとうございます。

摘要	数量	単価	金額
白灯油	60l		7680
消費税			

右金額正に領収致しました。
領収　月　日 但シ（　　金）

受領印　取者 扱印

地区

梅沢住一事務所 様

領収書 / 請求書

現 / 掛　No.

令和 8年 3月 19日

ガス配管、ガス器具、灯油、上下水道工事一式
(有) 田沼商[redacted]
埼玉県久喜市栗橋東3－1－3[redacted]
TEL 0480(52)0311・FAX 0480(5[redacted]
T9030002639414

毎度ありがとうございます。

摘要	数量	単価	金額
白灯油	40l	1/4	6280
消費税			

右金額正に領収致しました。
領収　月　日 但シ（　　金）　6280

[redacted]　取者 扱印

埼玉県石油商組合 領 08.3.31 収 048-53-0311

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7075

日付	令和７年12月12日	支出額	5,951 円
項目	事務費	充当額	5,355 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	プリンターインク		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7075　　(2/2)

YAMADA

株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町１－１
https://www.yamada-denkiweb.com
登録番号：T2070001036729
Ｔ浦和美園店
048-789-6410
御来店誠に有り難う御座います
デジタル会員募集中！

領収書

No.3035-405-143236　　[ｶｰﾄﾞ売]
2025/12/12 14:24
レジ担当:003100 [redacted]
販売担当:003100

2866692016 LC411C　411
BRｼﾞｭﾝｾｲ　1:持帰　外10　¥1,130
2866695017 LC4114PK　411
BRｼﾞｭﾝｾｲ　1:持帰　外10　¥4,280

小計　¥5,410
＋消費税
税込計　¥5,951
合計　¥5,951
(内消費税　¥541)

10%対象　¥5,951
(内消費税　¥541)

ｶｰﾄﾞ　¥5,951
会社ｺｰﾄﾞ:0021 ＪＣＢ
支払回数:1
会員番号:XXXXXXXXXXXXXXXX
伝票番号:38562
承認番号: 000000
有効期限:XX/XX
支払区分:10 一括
お預り　¥0
お釣り　¥0

B3035405143236B

商品の返品につきましては必ずこのﾚｼｰﾄとﾎﾟｲﾝﾄｶｰﾄﾞ(お持ちのお客様)をお持ち下さい。
お持ちでないと返品が出来ません。

印紙税
税務署承認済
収納
税
高崎

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7076

日付	令和７年12月12日	支出額	330 円
項目	事務費	充当額	297 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	ペーパーカッター		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7076　　(2/2)

コモディイイダ

登録番号:T1011501001600

芝原店

TEL 048-874-9913

＜ 領 収 書 ＞

2025年12月12日(金)17:21 #003736

403791衣料品1　　403791衣料品1

2853

0518 ペーパーカッター　¥300

小計　¥300

外税額　10%　¥30

買上点数　1点

合計　¥330

(税率10%対象額　¥330)

(内消費税等10%　¥30)

クレジット決済

¥330

(内消費税等　¥30)

#は軽減税率対象商品です。

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7077

日付	令和７年12月12日	支出額	140 円
項目	事務費	充当額	140 円
細目	事務費	按分率	
摘要	郵送代		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7077　　(2/2)

領収書

様

［証紙切手引受］
第一種定形外(規格内)　35.0g
@140　1通　¥140

小　計　¥140

郵便物引受合計通数　1通
課税計(10%)　¥140
(内消費税等(10%)　¥12)
非課税計　¥0

合計　¥140
お預り金額　¥200
おつり　¥60

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年12月12日　14:08
発行No. 251212A5701　端N88箱02
連絡先：浦和美園駅前郵便局
TEL:048-812-3877

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7078　　(1/2)

日付	令和７年12月12日	支出額	220 円
項目	事務費	充当額	198 円
細目	事務費	按分率	90/100
摘要	養生テープ		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7078　　(2/2)

だんぜん！ダイソー

DAISO

ダイソーウニクス浦和美園店
TEL:082-420-0100
公式通販サイト「DAISOオンラインショップ」
「ダイソーオンライン」で検索！

＜領　収　証＞

2025年12月12日(金)14:02
レジNo.:0005 責:99999992

養生テープ（ホワイト）		¥200外
(@100 × 2個)		
小計	2点	¥200
10%税抜対象額		¥200
10%税額		¥20
合計		¥220
お預り合計		¥520
お釣り		¥300
登録番号		T7240001022681

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

たいそう
LINEスタンプ

ハッピープライス
パラダイス楽曲

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7079

日付	令和７年12月12日	支出額	93,500 円
項目	事務費	充当額	46,750 円
細目	事務費	按分率	5/10
摘要	封筒作成費		
備考			

別記様式第１号（第６関係）

政務活動費　領収書等貼付用紙

7079　　(2/2)

領　収　証　　飯塚俊彦　様　No.

★ ¥93,500-

但 封筒作成

2025年12月12日

内訳

税率		
	金額(税抜・税込)	85,000
10 %	消費税額等	8,500
税率	金額(税抜・税込)	
%	消費税額等	

200円

コクヨ　ウケ-1097

上記正に領収いたしました

株式会社ツイスト

〒360-0856 埼玉県熊谷市[illegible]

TEL・FAX 048-532-5993

登録番号 T9030001093338

https://2ist.jp

2ist DIGITAL DESIGN